

令和 2 年 度

# 事業計画

あれあいネットワーク



社会福祉  
法人

徳島県社会福祉協議会

# 目 次

## I 理念、基本方針と基本目標

基本理念	1
基本方針・重点推進施策	2

## II 事業計画

### 基本方針1 誰もが繋がりに輝く地域づくり

#### 1. 市町村社協を核とした地域福祉の推進

市町村社協総合支援事業	3
地域福祉活動計画の策定・実践への支援/ 住民主体の生活支援体制づくり/ 市町村社協の地域福祉推進体制の支援	
とくしま・くらしサポートセンター事業	4
住民主体の生活支援体制づくり	
ボランティア活動推進事業	4
市町村社協連携強化事業	

#### 2. 総合相談・生活支援体制づくりの支援

生活困窮者自立支援事業の推進	5
とくしま・くらしサポートセンター事業/ 共同募金配分金事業	
生活福祉資金貸付事業	6
貸付審査等運営委員会の開催/ 生活福祉資金貸付制度の活用促進/ 自立相談支援機関による他制度の有効活用/ 円滑な制度実施のための研修会等の開催/ 他機関との連携によるきめ細かい支援/ 適正な債権管理の取り組み/ 民生委員・児童委員の円滑な引継ぎの促進	
とくしま権利擁護センター事業	7
日常生活自立支援事業の推進/ 成年後見制度の推進	
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	7
社会的養護を必要とする方の自立を支援するための貸付制度の運用	

#### 3. 広域的な連携・協働のプラットフォームづくり

地域の多様な主体による連携・協働の支援	8
子どもの居場所づくり推進事業/ とくしま・くらしサポートセンター事業/ 市町村社協総合支援事業	
専門職集団・種別協など地域資源のネットワーク化	9
とくしま・くらしサポートセンター事業/ 市町村社協総合支援事業/ とくしま権利擁護センター事業	
ボランティア活動推進事業	10
ボランティア・NPO組織化等の支援事業/ ボランティア推進センター機能強化事業	
社会福祉法人における受援力向上事業	10
中核スタッフ会議の開催	

<b>1. 地域福祉を支える人材の養成と確保</b>	
<b>地域住民に向けた支え合い活動の推進</b> . . . . .	1 1
子どもの居場所づくり推進事業／共同募金配分金事業／市町村社協総合支援事業	
<b>ボランティア活動推進事業</b> . . . . .	1 1
全世代ボランティア活動促進事業／ボランティア活動を支える人材育成・ネットワーク構築	
<b>とくしま権利擁護センター事業</b> . . . . .	1 2
成年後見制度の推進（社会的包摂に向けた福祉教育／地域住民に向けた支え合い活動の推進）	
<b>福祉教育推進事業</b> . . . . .	1 2
社会的包摂に向けた福祉教育／福祉人材育成型・福祉教育プログラムの作成・実践／徳島県福祉人材教育推進セミナーの開催	
<b>アクティブ・シニア生涯活躍加速化事業</b> . . . . .	1 3
介護助手普及・定着促進モデル事業	
<b>2. 福祉人材の確保・育成・定着の推進</b>	
<b>福祉・介護人材キャリアパス支援事業</b> . . . . .	1 4
人材の確保・育成・定着に係る状況調査／出前型研修支援事業／職場内研修担当者研修の実施／職場内研修体系モデル事業／圏域別福祉・介護事業所連携強化研修事業	
<b>社会福祉従事者研修事業</b> . . . . .	1 4
階層別研修 4研修 / スキルアップ研修 14研修	
<b>介護支援専門員関連研修事業</b> . . . . .	1 5
介護支援専門員関連研修 6研修	
<b>福祉人材センター事業</b> . . . . .	1 5
無料職業紹介事業／人材確保推進のための事業／介護等体験事業	
<b>福祉・介護人材マッチング機能強化事業</b> . . . . .	1 6
福祉就職ガイダンス・フェアの開催／福祉事業所向けマッチング支援セミナー等の開催／ハローワーク移動相談事業／雇用職場定着セミナー（カムバック・セミナー）	
<b>福祉・介護職場等体験事業</b> . . . . .	1 6
福祉施設見学ツアー等の実施	
<b>保育人材就職等促進事業</b> . . . . .	1 6
保育士就職相談事業／（新）保育マッチング体制整備事業／潜在保育士への研修／保育フェアの開催／保育職場体験事業／保育人材確保検討会議の開催／（新）保育情報総合サイトの開設	
<b>介護福祉士等修学資金貸付事業</b> . . . . .	1 8
介護福祉士等修学資金貸付事業／離職した介護人材の再就職準備金貸付事業	
<b>保育士修学資金貸付等事業</b> . . . . .	1 8
保育士修学資金貸付事業 / 保育補助者雇上費貸付事業 / 潜在保育士等の就職準備金貸付事業 / 保育士の離職防止支援事業 / （新）未就学児を持つ保育士の復職に対する保育料の一部貸付事業	

<b>3. 福祉サービス利用者のための支援</b>	
<b>福祉サービス第三者評価事業</b> . . . . .	19
社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組み/ 評価調査者の養成と育成	
<b>社会的養護関係施設第三者評価事業</b> . . . . .	19
社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組み	
<b>地域密着型サービス事業外部評価事業</b> . . . . .	19
社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組み/ 評価調査員の養成	
<b>福祉サービス苦情解決事業</b> . . . . .	20
福祉サービス利用者や提供事業所への支援の強化/ 運営適正化委員会等の開催	
<b>種別協議会との協働事業の推進</b> . . . . .	20
各種別協議会の運営を通じた専門性の向上	
<b>個と地域の一体的な支援力の強化</b> . . . . .	21
市町村社協総合支援事業/ とくしま権利擁護センター事業	

<b>基本方針3</b>	<b>災害にも強い福祉のまちづくり</b>
--------------	-----------------------

<b>1. 市町村災害ボランティアセンターの強化と復興を見据えた支援</b>	
<b>徳島県災害ボランティアセンター整備事業</b> . . . . .	22
徳島県福祉救済合同本部及び県災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施/ 徳島県福祉救済合同本部及び県災害ボランティアセンターの機能整備	
<b>ボランティア活動推進事業</b> . . . . .	22
災害ボランティア等の育成	
<b>災害ボランティアセンター体制整備事業</b> . . . . .	22
市町村災害ボランティアセンターの効果的な設置・運営に向けた支援	
<b>2. 受援力向上に向けた広域支援体制の構築</b>	
<b>福祉避難所運営体制強化事業</b> . . . . .	23
福祉避難所の円滑な設置・運営に向けた体制の整備	
<b>社会福祉法人における受援力向上事業</b> . . . . .	23
社会福祉法人の受援力の向上/ (新) 四国ブロック県社協の災害時相互支援体制の充実・強化	
<b>3. 地域と協働した要配慮者支援の推進</b>	
<b>県社協の包括的な事業推進</b> . . . . .	23
各圏域の模擬訓練等への協力及びネットワーク化の推進/ 各圏域の研修会や模擬訓練等の協働実施/ 民生委員・児童委員や各社会福祉施設間の横断的な連携による社会的機能・役割の発揮	

1. 社会的ニーズへの対応	
<b>県社協組織の運営</b> . . . . .	25
第64回徳島県社会福祉大会の開催/ 基金等を活用した事業の展開/ 社会福祉法人等との連携・支援	
2. 法人の発信力強化と職員の資質向上	
<b>県社協組織の運営</b> . . . . .	26
職員一人ひとりのスキルアップと意識啓発/ コンプライアンス徹底・ダイバシティ浸透への取り組み/ 関係行政機関との連絡会の開催/ 住民目線・現場感覚に基づく政策提言・予算要望/ 情報発信機能の多角化・迅速化・容易化/ アプリ等を活用した情報の収集・発信の機能強化	
3. 組織基盤・経営管理の強化	
<b>法人運営事業</b> . . . . .	28
理事会・評議員会等の開催/ 法人運営のガバナンス及び危機管理の強化/ 風通しが良く働きやすい職場環境の構築/ 会計基準に従った予算執行及び資金等の管理	
<b>種別協議会等社会福祉関係団体との協働事業</b> . . . . .	28
徳島県民生委員児童委員協議会/ 徳島県市町村社会福祉協議会職員連絡会/ 徳島県社会福祉法人経営者協議会/ 徳島県老人福祉施設協議会/ 徳島県保育事業連合会/ 徳島県私立保育園連盟/ 徳島県児童養護施設協議会/ 徳島県ホームヘルパー協議会/ とくしま住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会	
<b>収益事業</b> . . . . .	31
社会福祉事業の経営に充てることを目的とする事業展開	
<b>令和2年度 社会福祉従事者研修実施計画</b> . . . . .	32

## 徳島県社協 基本理念

徳島県民一人ひとりが、お互いに支え合いながら身近な地域で、その人らしく、安心して生き生きと暮らせる福祉社会の実現を目指す。

# 徳島県社協 基本方針と重点推進施策

## 基本方針 1 誰もが繋がりに輝く地域づくり

### 重点推進施策

- (1) 市町村社協を核とした地域福祉の推進
- (2) 総合相談・生活支援体制づくりの強化
- (3) 広域的な連携・協働のプラットフォームづくり

## 基本方針 2 地域共生社会の推進を担う人づくり

### 重点推進施策

- (1) 地域福祉を支える人材の養成と確保
- (2) 福祉人材の確保・育成・定着の推進
- (3) 福祉サービス利用者のための支援

## 基本方針 3 災害にも強い福祉のまちづくり

### 重点推進施策

- (1) 市町村災害ボランティアセンターの強化と復興を見据えた支援
- (2) 受援力向上に向けた広域支援体制の構築
- (3) 地域と協働した要配慮者支援の推進

## 基本方針 4 親しまれ信頼される組織づくり

### 重点推進施策

- (1) 社会的ニーズへの対応
- (2) 法人の発信力強化と職員の資質向上
- (3) 組織基盤・経営管理の強化

# 基本方針1 誰もが繋がり輝く地域づくり

重点推進施策	1. 市町村社協を核とした地域福祉の推進
--------	----------------------

## 市町村社協総合支援事業

### 地域福祉活動計画の策定・実践への支援

地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定支援 全国会議等で収集した先進地事例等を活用し、地域福祉計画未策定市町村及び地域福祉活動計画未策定市町村社会福祉協議会に対して各計画の策定を推進する。	時期	通年
	対象者	市町村社会福祉協議会

### 住民主体の生活支援体制づくり

(新)「地域共生社会」推進サポーター養成研修会 地域共生社会の実現のために市町村圏域の地域福祉活動の推進に向けて、理論取得や現場実習等を通して相談支援体制を構築するサポーターを養成する。	時期	通年
	対象者	社会福祉協議会職員 他

(新)「地域共生社会」推進サポーター派遣モデル事業 地域共生社会の実現のために市町村圏域の地域福祉活動の推進に向けて、サポーターも参画しつつ、包括的な支援体制の整備を図るなどの活動計画の策定支援を実施する。	時期	通年
	対象者	市町村社会福祉協議会

社会資源調査事業 地域共生社会の実現を目指して、地域住民の集う拠点や小地域ネットワーク活動、ふれあい・いきいきサロンなど、既存の社会資源を市町村単位で調査し、情報発信する。	時期	随時
	対象者	市町村 市町村社会福祉協議会

市町村社協からの要請に基づき、民生委員・児童委員や支え合い推進員、社協職員等を対象とした研修会へ、県社協職員を講師として派遣する。	時期	随時
	対象	市町村社会福祉協議会他

地域福祉推進のためのアドバイザー派遣事業 市町村社協がすすめる地域住民の福祉・生活課題等の解決に向けた相談支援事業の円滑な実施を図るため、専門的見地から助言等の援助を行う、相談支援アドバイザーを派遣する。	時期	随時
	対象	市町村社会福祉協議会

とくしま・くらしサポートネット事業 市町村社協と社会福祉法人・福祉施設等との協働による地域協議会の設置や、その活動を推進するために必要な事業を展開することを目的に、活動のための助成や人材育成支援を実施する。	時期	通年
	対象者	市町村社会福祉協議会



## 市町村社協の地域福祉推進体制の支援

<p>(1) 地域を主体とする社協機能の強化 中央情勢や社会情勢等の共有を行うとともに、県内の社会福祉の推進に向けた情報交換を行うなどして、社協機能の確認・強化を図る。 会長会議の開催（1回/年） 事務局長会議の開催（3回/年）</p>	<p>時期・回数</p>	<p>(1) 年1回及び年3回 (2) 年4回以上 (3) 随時 (4) 推進</p>
<p>(2) 組織内体制の強化 生活課題の発見と解決に向けた事業を展開するために、生活福祉資金・日常生活自立支援事業・生活困窮者自立支援事業等の既存事業別研修や相談技術向上を目指したスキルアップ研修を行うとともに、各種関係団体業務、市町村社協職員連絡会を通して、情報共有をするなど、組織内体制の強化を行う。</p> <p>(3) 総合相談・支援対応力の強化 把握した地域生活課題を伴走型支援によって、適切な制度・サービスに繋いだり、新たな取り組みを地域の多様な機関や市民活動等とともに開発するなどして、地域社会の再構築を図り、誰も排除しない地域づくりを推進する。</p> <p>(4) 行政機関との協働体制の構築 地域住民の抱える深刻な地域生活課題への対応や、誰もが排除されない地域社会づくりを推進するため、地域社会と社会的なつながりが弱い人を繋げる相談体制の充実と役割を担う専門職を確保するなどの体制づくりを推進する。</p>	<p>対象者</p>	<p>市町村社会福祉協議会 県社協職員 関係機関 行政機関</p>

## とくしま・くらしサポートセンター事業

### 住民主体の生活支援体制づくり

<p>生活困窮者自立支援事業実施町村社協事務局長等会議 徳島県生活困窮者自立支援事業の実施にあたり、県社協とともに協議体を構成する16町村社協の情報共有等を図るために事務局長や担当者等による会議を開催する。</p>	<p>時期・回数</p>	<p>年2回</p>
	<p>対象者</p>	<p>16町村社協</p>

## ボランティア活動推進事業

### 市町村社協連携強化事業

<p>(1) 市町村ボランティアセンター広域連携の促進 県内の各市町村社協のボランティアセンターやコーディネーターの連携を推進する。</p>	<p>時期・回数</p>	<p>(1) 通年 (2) 年10回以上</p>
<p>(2) 市町村ボランティアセンターの相談支援事業の強化 市町村社協の推進するボランティア活動の支援、ボランティアフェスティバル等への協力を行うとともに、随時、ボランティアに関する情報提供を実施する。</p>	<p>対象者</p>	<p>市町村社会福祉協議会</p>

# 基本方針1 誰もが繋がり輝く地域づくり

## 重点推進施策 2. 総合相談・生活支援体制づくりの支援

### 生活困窮者自立支援事業の推進

#### とくしま・くらしサポートセンター事業

生活困窮者自立相談支援事業 生活困窮者の個人に合った支援計画の作成、就労・家計再建等に向けた課題の解決に向けて、16町村社協と協議体を構成し、16町村社協が行う相談支援をサポートする。	時期	通年
	対象者	16町村社協
生活困窮者自立支援事業定例支援調整会議 徳島県生活困窮者自立支援事業の実施にあたり、圏域毎に関係者による意見交換や情報共有、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討などを行う。	時期・回数	東部・西部・南部毎に各2回
	対象者	県民局、16町村・社協、関係機関など
生活困窮者自立支援事業運営会議 徳島県生活困窮者自立支援事業の実施にあたり、県域における支援ネットワークの構築、社会資源の開拓や連携等に向けた検討を行う。	時期・回数	年1回
	対象者	県、関係機関など
(再掲) 生活困窮者自立支援事業実施町村社協事務局長等会議 徳島県生活困窮者自立支援事業の実施にあたり、県社協とともに協議体を構成する16町村社協の情報共有等を図るために事務局長や担当者等による会議を開催する。	時期・回数	年2回
	対象者	16町村社協
生活困窮者自立支援事業相談支援員等連絡会 事例検討や勉強会を通して、生活困窮者自立支援事業に従事する相談支援員・就労支援員等のスキルアップを図るとともに、相談支援員等のネットワークづくりや情報共有が図られる機会を提供する。	時期・回数	年6回
	対象者	24市町村相談支援員等
家計改善支援事業 生活困窮者の家計の管理能力の向上を図るため、きめ細やかな相談支援を実施する。	時期	通年
	対象者	生活困窮者
生活困窮者自立支援強化事業 支援従事者や関係機関職員向けのセミナーや事例研究等の研修を開催するとともに、関係機関と連携し支援体制整備を進める。 ① 研修企画会議の開催 ② テーマ別研修（刑余者等への支援のあり方を考える） ③ 資質向上研修（国が主催する人材養成研修の伝達等）	時期・回数	①②③ 年2回
	対象者	①県、自立相談支援機関、学識経験者など ②事業従事者ほか ③事業従事者ほか

<p>(新)生活困窮者へのアウトリーチの強化 生活困窮者に対する能動的支援を実施し、ひきこもり地域支援センター等関係機関と連携した伴走型支援を実施する16町村社協を支援する。</p>	時期	通年
	対象者	16町村社協
<b>共同募金配分金事業</b>		
<p>生活用品貸与(給付)事業 生活困窮者の自立支援を推進するための就職活動や生活の立て直しを支援する生活用品貸与(給付)事業を広く啓発し、テーマ別募金による支え合い活動を促進する。</p>	時期	随時
	対象者	生活困窮者
<b>生活福祉資金貸付事業</b>		
<b>貸付審査等運営委員会の開催</b>		
<p>幅広い専門分野の審査委員で構成し、総合的かつ多角的な面から適正な審査を実施する。なお、貸付による問題解決が支援として馴染まない場合は、必要な関係機関に繋ぐなど次なる支援方策を検討する。</p>	時期	通年
	回数	毎月1回
<b>生活福祉資金貸付制度の活用促進</b>		
<p>低所得者世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的な自立及び安心した生活を送れるように支援することを目的として資金の有効な活用を促進する。また必要に応じて、生活困窮者自立支援事業と連携することで、より効果的な事業の活用を図る。</p>	種別	総合支援資金 生活福祉資金 不動産担保型生活資金 教育支援資金 臨時特例つなぎ資金
<b>自立相談支援機関による他制度の有効活用</b>		
<p>借受世帯の自立に向けた包括的な支援を行うため、福祉事務所やハローワーク等との効果的な連携強化を目的として、関係機関実務担当者連絡会議へ積極的に参画する。</p>	時期・回数	年2回程度
<b>円滑な制度実施のための研修会等の開催</b>		
<p>(1)市町村社協担当者会 事業に係る知識の習得や、制度の理解について周知・徹底を図る。あわせて、本貸付制度の活用による経済的な課題を抱えた世帯への有効な支援を行うための検討をすすめる。</p> <p>(2)貸付事業運営研究協議会 経済的課題を抱える世帯への支援に際し、本事業と他制度との連携をスムーズに行うため、社協や民生委員・児童委員などの関係機関に対して、事業への共通認識を図り連携の在り方について共に考える場とする。</p>	時期・回数	(1)(2) 年1回
	対象者	(1)市町村社協担当者 (2)市町村社協担当者 民生委員・児童委員
<b>他機関との連携によるきめ細かい支援</b>		
<p>民生委員児童委員協議会並びに民生委員に対して、本貸付事業における民生委員としての役割や意義などの理解を図るため、地区民協定例会などに出向き協力を求める。加えて、子どもの貧困など社会問題への対応として、学校関係者に対する説明・周知を行い、当事業への理解・協力を求める。</p>	時期	随時
	対象者	民生委員・児童委員 県内高等学校等 行政機関

適正な債権管理の取り組み		
<p>初期段階における滞納解消に向けた取り組みや、長期滞留債権の適正な債権処理をすすめる。あわせて、悪質滞納者などに対する法的手続きや行方不明・転居等に素早く対応するため、借受世帯の生活状況把握や居住地調査を徹底し、世帯の生活状況に応じて償還計画の見直し等の必要性に弾力的な運用を行う。</p> <p>また、市町村社協とのより一層の協力体制を築くために、事業実施に伴う知識及び実務全般について研修を行う。</p>	時期	通年
民生委員・児童委員の円滑な引継ぎの促進		
<p>民生委員の交代後も継続した支援や助言が行われるよう、本事業の内容や民生委員の役割について理解・協力を求めるとともに、生活福祉資金借受世帯の引継ぎについての支援を行う。</p>	時期	随時
	対象者	民生委員・児童委員
とくしま権利擁護センター事業		
日常生活自立支援事業の推進		
<p>判断能力が十分ではない方（認知症、知的障がい、精神障がいなど）が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等や日常の金銭管理を行う。</p> <p>事業効果をより一層高めるため、成年後見制度との切れ目のない支援を意識した事業を行うとともに資質の向上に努める。</p> <p>(1) 契約締結審査会 (2) 巡回訪問 (3) 専門員連絡会議</p>	時期	(1) 毎月 (2) 6月、7月、8月 (3) 奇数月
	対象者	本事業専門員 本事業生活支援員 市町村社会福祉協議会
成年後見制度の推進		
<p>判断能力が十分ではない方（認知症、知的障がい、精神障がいなど）の財産管理や身上保護をする成年後見制度の普及を図る。</p> <p>県と連携し、地域連携ネットワークのコーディネートを行う「中核機関」の設置など市町村および社協の取組を支援する。</p> <p>また、制度を推進するため、裁判所、弁護士等専門職関係者との連携を図ると共に支援従事者の資質の向上に努める。</p> <p>(1) 権利擁護専門研修 (2) 成年後見制度利用促進会議</p>	時期	(1) 6月 (2) 10月
	対象者	関係機関 行政機関 市町村社会福祉協議会
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業		
社会的養護を必要とする方の自立を支援するための貸付制度の運用		
<p>児童養護施設等に入所中又は里親等への委託中及び児童養護施設等を退所した方又は里親等への委託が解除された方に対して、生活支援費、家賃支援費や資格取得支援費などの自立支援資金の貸付けを行う。</p>	対象者	児童養護施設等に入所中の児童・生徒等

# 基本方針1 誰もが繋がり輝く地域づくり

## 重点推進施策 3. 広域的な連携・協働のプラットフォームづくり

### 地域の多様な主体による連携・協働の支援

#### 子どもの居場所づくり推進事業

子どもの居場所づくりの推進に向けた支援バンクの実施 子どもの居場所づくりに取り組む運営者・団体と応援者・団体を網羅する広域的な支援バンクや相談窓口の設置を行う。	時期	通年
	対象者	子どもの居場所づくりに取り組む者・団体、子どもの居場所づくりに取り組む者・団体に場所や食材・資金等を提供する者・団体
子どもの居場所づくりの推進に向けたコーディネート機能の発揮 子どもの居場所づくりに取り組む運営者団体と応援者・団体のマッチングを行う。	時期	通年
	対象者	子どもの居場所づくりに取り組む者・団体、子どもの居場所づくりに取り組む者・団体に場所や食材・資金等を提供する者・団体

#### とくしま・くらしサポートセンター事業

(再掲) 生活困窮者自立支援事業定例支援調整会議 徳島県生活困窮者自立支援事業の実施にあたり、圏域毎に係者による意見交換や情報共有、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討などを行う。	時期・回数	東部・西部・南部毎に各2回
	対象者	県民局、16町村・社協、関係機関など

#### 市町村社協総合支援事業

徳島県地域包括ケア推進会議など「地域共生社会」の実現を目指した取り組みを行う多様な関係機関とのネットワークづくりを目的とした会合へ参画し、他団体と連携して「地域共生社会」の実現を目指す。	時期	通年
(再掲) とくしま・くらしサポートネット事業 市町村社協と社会福祉法人・福祉施設等との協働による地域協議会の設置や、その活動を推進するために必要な事業を展開することを目的に、活動のための助成や人材育成支援を実施する。	時期	通年
	対象者	市町村社会福祉協議会
社会福祉法人セミナー 県内の地域福祉の取り組み状況を共有したり、具体的な実践方法を学び各市町村社協における取組に繋げる。	時期・回数	年1回
	対象者	市町村社協役職員、行政職員、地域福祉推進関係者

## 専門職集団・種別協など地域資源のネットワーク化

### とくしま・くらしサポートセンター事業

<p>(再掲) 生活困窮者自立支援事業定例支援調整会議 徳島県生活困窮者自立支援事業の実施にあたり、圏域毎に関係者による意見交換や情報共有、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討などを行う。</p>	時期・回数	東部・西部・南部毎に各2回
	対象者	県民局、16町村・社協、関係機関など
<p>(再掲) 生活困窮者自立支援事業運営会議 徳島県生活困窮者自立支援事業の実施にあたり、県域における支援ネットワークの構築、社会資源の開拓や連携等に向けた検討を行う。</p>	時期・回数	年1回
	対象者	県、関係機関など
<p>(再掲) 生活困窮者自立支援事業相談支援員等連絡会 事例検討や勉強会を通して、生活困窮者自立支援事業に従事する相談支援員・就労支援員等のスキルアップを図るとともに、相談支援員等のネットワークづくりや情報共有が図られる機会を提供する。</p>	時期・回数	年6回
	対象者	24市町村相談支援員等

### 市町村社協総合支援事業

<p>(再掲) 地域福祉推進のためのアドバイザー派遣事業 市町村社協がすすめる地域住民の福祉・生活課題等の解決に向けた相談支援事業の円滑な実施を図るため、専門的見地から助言等の援助を行う、相談支援アドバイザーを派遣する。</p>	時期	随時
	対象	市町村社会福祉協議会
<p>(再掲) 社会福祉法人セミナー 県内の地域福祉の取り組み状況を共有したり、具体的な実践方法を学び各市町村社協における取組に繋げる。</p>	時期・回数	年1回
	対象者	市町村社協役職員、行政職員、地域福祉推進関係者

### とくしま権利擁護センター事業

<p>日常生活自立支援事業の推進  事業効果および効率化をより一層高めるため、金融機関連絡会を開催し、金融機関との連携を図る。</p>	時期	10月
	対象者	関係機関 行政機関 市町村社会福祉協議会

<p>成年後見制度の推進</p> <p>関係者に日常生活自立支援事業と成年後見制度の違いの理解を図り適切な利用ができるように働きかける。 また、裁判所、弁護士等専門職関係者との連携を図るとともに支援従事者の資質の向上に努める。 県と連携し、地域連携ネットワークのコーディネートを行う「中核機関」の設置など市町村および社協の取組を支援する。</p> <p>(1) 権利擁護・成年後見セミナー (2) 成年後見制度利用促進会議</p>	<p>時期</p> <p>(1) 10月 (2) 5月</p>
	<p>対象者</p> <p>一般県民 関係機関 行政機関 市町村社会福祉協議会</p>

## ボランティア活動推進事業

### ボランティア・NPO組織化等の支援事業

<p>(1) 善意銀行（預託）の実施 「社会の役に立ちたい」という多くの企業・団体等からの預託（物品・技術）の申し込みの窓口を設置し、提供を必要としている施設等へ橋渡し（紹介・マッチング）を行う。</p> <p>(2) ボランティア活動への普及啓発事業 学校・企業・各種団体・イベント関係等に情報提供を行うことにより、ボランティア活動の重要性の普及啓発を図る。</p> <p>(3) ボランティア活動相談支援事業 ボランティア団体事業への協力・参加、ボランティア活動希望者への相談・支援、ボランティア団体等への相談・支援を行うことで、ボランティア活動への参加者の増加、活動の活性化を図る。</p> <p>(4) ボランティア保険関連事業 ボランティア活動保険に関する窓口を設置し、説明、加入手続き等事務を行う。</p>	<p>時期・回数</p> <p>(1) 20件以上 (2) 随時 (3) 月1回 (4) 1万人以上</p>
	<p>対象者</p> <p>ボランティア・NPO法人 一般県民 企業・団体 市町村社会福祉協議会</p>

### ボランティア推進センター機能強化事業

<p>(1) ボランティア推進センター運営委員会 ボランティアの代表及び福祉団体・社会福祉協議会の役職員・関係行政機関の職員・社会福祉施設の関係者・報道機関の関係者・学識経験者等に必要に応じ委員に就任いただき、運営委員会でボランティア推進センターの事業内容、活動方針を検討する。</p> <p>(2) ボランティア活動実態調査事業 社会福祉施設、社会貢献団体等へボランティア活動に関するニーズの調査を行い、公表することでボランティア活動希望者や企業・団体に社会貢献活動についての情報を提供する。</p>	<p>時期・回数</p> <p>(1) (2) 年1回</p>
	<p>対象者</p> <p>(1) 一般県民 (2) ボランティア活動希望者や企業・団体</p>

## 社会福祉法人における受援力向上事業

### 中核スタッフ会議の開催

<p>社会課題を解決するため、社会福祉法人の有する様々な機能を活用できるよう施設種別・ブロック別のメンバーによる中核スタッフ会議を開催し、エリアマネジメントや他機関連携による取組みを推進する。 また、得られた成果等を各ブロックや県域に拡げることにより、広域的な連携・協働を推進する。</p>	<p>時期・回数</p> <p>年3回以上</p>
	<p>対象者</p> <p>各圏域社会福祉法人職員</p>

## 基本方針2 地域共生社会の推進を担う人づくり

<b>重点推進施策</b>	<b>1. 地域福祉を支える人材の養成と確保</b>	
<b>地域住民に向けた支え合い活動の推進</b>		
<b>子どもの居場所づくり推進事業</b>		
<p>(再掲) 子どもの居場所づくりの推進に向けた支援バンクの実施 子どもの居場所づくりに取り組む運営者・団体と応援者・団体を網羅する広域的な支援バンクや相談窓口の設置を行う。</p>	時期	通年
	対象者	子どもの居場所づくりに取り組む者・団体、子どもの居場所づくりに取り組む者・団体に場所や食材・資金等を提供する者・団体
<b>共同募金配分金事業</b>		
<p>(再掲) 生活用品貸与(給付)事業 生活困窮者の自立支援を推進するための就職活動や生活の立て直しを支援する生活用品貸与(給付)事業を広く啓発し、テーマ別募金による支え合い活動を促進する。</p>	時期	随時
	対象者	生活困窮者
<b>市町村社協総合支援事業</b>		
<p>(再掲) 市町村社協からの要請に基づき、民生委員・児童委員や支え合い推進員、社協職員等を対象とした研修会へ、県社協職員を講師として派遣する。</p>	時期	随時
	対象	市町村社会福祉協議会他
<p>支援を必要とする人が身近な地域で安心安全に暮らす支え合いの仕組みづくりとして、マップ作成や居場所づくりなど、住民が参画できる取組モデルを検討する。</p>	時期	通年
	対象	関係機関 一般県民
<b>ボランティア活動推進事業</b>		
<b>全世代ボランティア活動促進事業</b>		
<p>(1) 青少年世代のボランティア活動普及事業 (TICの推進) 市町村において、ボランティア活動を行う青少年の活動の場を設け普及啓発を進める。</p> <p>(2) 壮年期・中年期世代のボランティア活動促進事業 壮年・中年世代のボランティア活動への参加を促進し、次世代のボランティア活動の担い手を養成する。</p> <p>(新) (3) 高年期世代のボランティア活動促進事業 高年期世代のボランティア活動への参加を促進し、地域における住民同士の支え合い活動の担い手を養成する。</p>	時期・回数	(1) (2) (3) 年1回以上
	対象者	青少年及び団塊世代の一般県民



ボランティア活動を支える人材育成・ネットワーク構築		
<p>(1) NPO出前講座事業 団体からの意向に応じ、職員やボランティアコーディネーターが向いて意向に沿った研修会を実施する。</p> <p>(2) NPO・ボランティアおためし体験事業 ボランティア活動を体験してみたい方を対象に、本格的な活動への参加ではなく、お試し体験として短期間の活動体験を提供する。</p> <p>(3) ゆめバンクとくしま運営事業 人、物、資金、情報を必要とするボランティア・NPO団体に繋ぐ、ゆめバンクとくしまを運営することにより、助成金情報や団体情報等を広く提供し支援を行う。</p>	時期・回数	(1) 年10回以上 (2) 年50回以上 (3) 随時
	対象者	ボランティア・NPO団体 一般県民
とくしま権利擁護センター事業		
成年後見制度の推進(社会的包摂に向けた福祉教育/地域住民に向けた支え合い活動の推進)		
<p>判断能力が十分ではない方(認知症、知的障がい、精神障がいなど)の財産管理や身上保護をする成年後見制度の普及を図る。 地域住民に成年後見制度および関連した制度仕組みの理解を図り利用に繋げる。 権利擁護活動に参加できる住民を養成し、支え合い活動の推進を図る。</p> <p>(1) 権利擁護・成年後見セミナー (2) 権利擁護支援者養成研修(美馬市社協と協働実施予定)</p>	時期	(1) 10月 (2) 7月、8月、9月
	対象者	一般県民
福祉教育推進事業		
社会的包摂に向けた福祉教育		
<p>(1) 将来にわたって福祉・介護人材の参入促進を図るため、県内の児童生徒を対象に社会福祉の大切さや魅力等を伝える各種体験や福祉体験、セミナー、授業等を実施するほか、児童生徒・保護者及び教員を対象に福祉・介護ロボットを活用した体験学習、地域の様々な福祉課題を我がこととして捉えるための様々な福祉教育プログラムを開発・実施する。</p> <p>(2) 福祉教育推進研究会 福祉教育実施校と関係機関、本会の3者間においてそれぞれの把握する現状と成果を共有するための研究会を行う。</p>	対象者	(1) 県内の小・中学校 ・高等学校生徒・ 保護者及び教員
	回数	(1) 年間4校以上の実施 (2) 随時
福祉人材育成型・福祉教育プログラムの作成・実践		
各種福祉体験事業の機会を活用した福祉教育プログラムの作成と実践を行う。	回数	年4か所程度
徳島県福祉人材教育推進セミナーの開催		
地域の施設や学校、社協等が協働し、地域で福祉人材等を育成するためのセミナーを開催する。	時期・回数	年1回

## アクティブ・シニア生涯活躍加速化事業

### 介護助手普及・定着促進モデル事業

元気な高齢者の活躍の場を創出するとともに、地域の人手不足分野である介護現場の負担軽減を図るため、現役職員と元気な高齢者が業務をシェアする介護助手の導入を支援し、県内40カ所のモデル施設への普及・定着を促進する。

- (1) コーディネーターの設置
- (2) 協力施設の募集・選定
- (3) 介護助手の募集広報
- (4) 就労マッチング・説明会等の支援
- (5) 運営連絡会の開催
- (6) 協力施設への助成

時期 通年

対象者 元気で働く意欲のあるシニアで、介護の仕事を希望する者

## 基本方針2 地域共生社会の推進を担う人づくり

### 重点推進施策 2. 福祉人材の確保・育成・定着の推進

#### 福祉・介護人材キャリアパス支援事業

##### 人材の確保・育成・定着に係る状況調査

人材確保・育成・定着に関する問題や困りごとについて把握、今後の事業推進に活用することを目的に実施する。

時期 通年

対象者 県内の社会福祉事業所

##### 出前型研修支援事業

外部研修参加が難しく、研修のノウハウをもたない事業所に対し、事業所内の研修機会の拡大により、職場内研修の開催や人材育成の仕組みづくりの支援を行う。

時期 通年

対象者 県内の社会福祉事業所

##### 職場内研修担当者研修の実施

福祉事業所の職場内研修担当者に対して、職場内研修方法等についての研修会を開催する。

時期 7月

対象者 県内の社会福祉事業所

##### 職場内研修体系モデル事業

他事業所のモデルとなる職場内研修体系を構築する事業所に研修実施に必要な経費の助成等を行う。また、モデル事業での事業所の取組を共有し、職場内研修や人材育成の取組を推進する。

時期 通年

対象者 県内の社会福祉事業所

##### 圏域別福祉・介護事業所連携強化研修事業

福祉ニーズの多様化による多職種連携強化のため、種別を超えた福祉施設・事業所の交流研修を実施する。また、圏域別を実施することによって地域特有の課題などの抽出を行い、職員の資質の底上げを行う。

時期・回数 7月～11月  
東部・南部・西部各1回

対象者 県内の社会福祉事業所

#### 社会福祉従事者研修事業

##### 階層別研修 4研修

社会福祉に従事している新任職員、中堅職員、指導者、管理者を対象に、体系的な研修を実施することにより、階層別に求められる基礎的な知識や技術等の資質向上を図る。  
(別紙、令和2年度研修一覧計画 参照)

時期 5月～3月

対象者 社会福祉事業所等役職員

##### スキルアップ研修 14研修

社会福祉従事者として求められる専門知識・技術を身に付けるため、階層に応じたテーマ別の研修会を実施する。  
(別紙、令和2年度研修一覧計画 参照)

時期 4月～3月

対象者 社会福祉事業所等役職員

## 介護支援専門員関連研修事業

### 介護支援専門員関連研修 6研修

要介護者等が、住み慣れた地域で、その人らしい自立した生活を送るためには、多様なサービス主体が連携を図って支援を行うための適切なケアマネジメントが求められている。その中核的な役割を担う介護支援専門員について、その養成段階で行われる研修を体系的に実施する。

- (1) 介護支援専門員実務研修
  - (2) 介護支援専門員再研修
  - (3) 介護支援専門員実務未経験者更新研修
  - (4) 介護支援専門員更新研修
  - (5) 介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅰ）
  - (6) 介護支援専門員専門研修（専門研修課程Ⅱ）
- （別紙、令和2年度研修一覧計画 参照）

時期 7月～3月

回数 各1回  
（延べ日数121日間）

## 福祉人材センター事業

### 無料職業紹介事業

(1) 求職者や求人事業所からの各種相談に応じるため、各関係機関と連携しながら、福祉人材センター窓口や電話での対応の他、SNS等を活用した情報発信を行う。

時期 通年

(2) 求人と求職者のマッチング率の向上と実施事業の効果を測定するため、求職登録者等に対する雇用条件の希望についてアンケート調査を行う。

対象者 求職者・求人事業所

### 人材確保推進のための事業

(1) 人材センターの利用促進を図るため、求職者や学生、事業所担当者等へ様々な広報媒体を効果的に活用して広く周知し啓発を図る。

時期・回数 (1) 年2回  
（広報誌発行）  
(2) 随時  
(3) 年2回

(2) 福祉人材の効果的なマッチングに向け、求人側が望む求職者へのアプローチの仕組みを求人スカウト機能を活用するなどにより、コーディネートする。

対象者 (1)(2) 求職者、一般県民、  
学生、事業所担当者  
(3) 運営委員

(3) 事業を円滑かつ効果的に実施するため、運営委員会を開催する。

### 介護等体験事業

教員免許取得を希望する者であって、県内の社会福祉事業所において介護体験を希望する者の調整を行う。

時期 通年

対象者 教員免許取得を希望する大学生

## 福祉・介護人材マッチング機能強化事業

### 福祉就職ガイダンス・フェアの開催

福祉事業所への理解を深めるとともに、就業者の県内定着やUターンの促進、将来的な福祉人材の確保に繋げるため福祉業務に興味のある者、福祉施設就職希望者等を対象に職業相談及び情報提供等を行う。

時期 6月、3月頃

対象者 一般求職者、大学生

### 福祉事業所向けマッチング支援セミナー等の開催

福祉事業所の円滑な採用活動と採用後の人材定着等を図るため、福祉施設・事業所の求人・研修担当者や管理者等を対象に、求人活動を効果的に行う方法や福祉の仕事の魅力を効果的に発信できるノウハウ、人材育成を通じた人材の定着の仕組みづくりなどについて学ぶためのセミナーを開催する。県内の大学から講師を招聘し、昨今の大学生の就職動向・状況を共有する機会とする。

対象者 福祉事業所の管理者・採用担当者等

回数 年2回

### ハローワーク移動相談事業

県内各地で広く求職者支援を行うとともに、他分野から福祉分野への転職を希望する者の円滑な転職活動を支援するため、県内のハローワークにおいて福祉人材センターの相談窓口を設置し、各種の就職相談にきめ細やかに対応する。

対象者 求職者（経験者・未経験者）

回数 拠点ハローワーク（徳島、鳴門、吉野川、阿南）1回/月

### 雇用職場定着セミナー（カムバック・セミナー）

介護関連の資格を保有しているが就職していない方や介護職の経験が無い方などを対象に、円滑な就業支援のためのセミナーを開催する。

対象者 介護福祉士等の資格を有し、再就職を希望する方

回数 年1回

## 福祉・介護職場等体験事業

### 福祉施設見学ツアー等の実施

福祉の現場へ就職を希望する者に対し、数日間の現場体験や福祉現場へのバスツアー等を通じて、職場復帰への足がかりにしていたととともに、採用担当者との情報交換をする機会を提供し、福祉人材の確保を図る。

時期 通年

対象者 徳島県内の福祉事業所への就職を希望する大学、短大専門学生、一般求職者等

## 保育人材就職等促進事業

### 保育士就職相談事業

保育所（園）への円滑な就職支援を行うため、保育資格を有する者の再就職に関する相談や、今後、保育資格取得を希望する者からの相談、就職先のあっせん並びに保育所（園）からの求人に関する相談に対応する。

時期 通年

対象者 保育所（園）への就職を希望する者、県内の保育所（園）採用担当者

<b>(新) 保育マッチング体制整備事業</b>		
<p>保育所（園）と求職者の双方の意向に沿った就職を支援するため、マッチングの機能強化に向けた、事業所ニーズの把握・強化に努める。事業所を訪問し、より詳細な求人状況・ニーズを把握するとともに、事業所だけでは解決の困難な課題の解決に向け、とくに離職防止戦略や採用戦略、育成戦略の観点に立った外部の専門支援者による巡回相談を行う。</p>	時期	通年
	対象者	保育所（園）、認定こども園
<b>潜在保育士への研修</b>		
<p>保育所（園）への再就職を希望する保育士を支援するため、現場復帰に必要となる研修や再就職を希望する保育所等での保育実技研修を開催する。</p>	対象者	県内の保育所への再就職を希望する有資格者
	回数	年2回程度
<b>保育フェアの開催</b>		
<p>県内の保育士養成校で保育を学ぶ学生の保育現場への就職を促すため、保育士養成校と連携し保育フェアを開催し、学生が保育所（園）などの児童福祉施設の概要や保育内容・待遇などについて、担当者等から直接説明を受ける等、情報交換ができる場を設ける。</p>	時期	7月～10月頃
	対象者	県内の保育士養成校に通う学生
<b>保育職場体験事業</b>		
<p>保育の現場へ就職を希望する者に対し、数日間の現場体験や保育現場へのバスツアー等を通じて、職場復帰への足がかりにしていたくとともに、採用担当者との情報交換をする機会を提供し、保育人材の確保を図る。</p>	時期	通年
	対象者	県内の保育士養成校に通う学生、一般求職者等
<b>保育人材確保検討会議の開催</b>		
<p>保育人材の確保、職場定着、資質向上等を図る上での課題分析や効果のある取り組み、各機関の具体的な役割について検討するため、保育関係団体、保育士養成校、労働局、県・市町村行政などによる検討会を開催し協議を行う。</p>	時期・回数	年2回程度
	対象者	保育団体、保育士養成校、行政、労働局
<b>(新) 保育情報総合サイトの開設</b>		
<p>県内の保育施設の求人情報や所在地、詳細な特徴などの情報を網羅したポータルサイトを開設する。就職や復職時のサポート情報を掲載するほか、巡回支援アドバイザーなどのQ&amp;Aなどのページを設ける。</p>	時期	10月開設予定

## 介護福祉士等修学資金貸付事業

### 介護福祉士等修学資金貸付事業

介護福祉士等養成施設に在学し、介護福祉士等を目指す学生に対して修学資金及び国家試験受験対策費を貸し付けし、修学を支援するとともに介護人材の養成・確保を目指す。

対象者

介護福祉士等養成施設の在学生

### 離職した介護人材の再就職準備金貸付事業

離職した介護職員が介護施設・事業所に再就職することを支援するため、介護職員として介護施設・事業所への勤務が決定した場合、再就職準備金の貸し付けを行う。

対象者

離職した介護職員

## 保育士修学資金貸付等事業

### 保育士修学資金貸付事業

指定保育士養成施設に在学し、保育士の資格取得を目指す学生に対して修学資金を貸し付けし、修学を支援するとともに、質の高い保育士の養成・確保を目指す。  
また、県外に住所地のある借受人（学生）に対する家賃補助を新たに実施する。

対象者

指定保育士養成施設在学学生

### 保育補助者雇上費貸付事業

保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対して、保育士資格を持たない保育補助者の雇用に必要な費用の貸し付けを行う。

対象者

保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者

### 潜在保育士等の就職準備金貸付事業

保育士資格をもつ潜在保育士等の保育現場への就職を支援するため、保育士として保育所等への勤務が決定した場合、就職準備金の貸し付けを行う。

対象者

潜在保育士等

### 保育士の離職防止支援事業

保育士の離職防止を図ることを目的として、保育所等に勤務する未就学児のいる保育士に対し、ファミリー・サポート・センター事業等の利用料金の一部の貸し付けを行う。

対象者

保育所等に勤務する未就学児のいる保育士

### （新）未就学児を持つ保育士の復職に対する保育料の一部貸付事業

保育士の円滑な就業の推進を目的として、未就学児をもつ保育士の方であって、子どもの保育所、認定子ども園等の利用が決定している方への保育料の一部の貸付を行う。

対象者

未就学児をもつ保育士の方であって、子どもの保育所、認定子ども園等の利用が決定している方。及び県内の保育所等に新たに勤務する方または、産後休暇・育児休業から復帰する方

## 基本方針2 地域共生社会の推進を担う人づくり

### 重点推進施策 3. 福祉サービス利用者のための支援

#### 福祉サービス第三者評価事業

##### 社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組み

社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組みを支援するため、福祉サービス第三者評価事業の訪問調査を実施する。

時期 通年

対象数 2か所

##### 評価調査者の養成と育成

社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組みを支援するため、福祉サービス第三者評価機関の体制整備を進めるとともに、より質の高い評価調査者の養成と育成を行う。

回数 5回

対象数 10名

#### 社会的養護関係施設第三者評価事業

##### 社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組み

社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組みを支援するため、社会的養護関係施設第三者評価事業の訪問調査を実施する。

時期 通年

対象数 5か所  
(児童養護施設4  
母子生活支援施設1)

#### 地域密着型サービス事業外部評価事業

##### 社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組み

社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組みを支援するため、地域密着型サービス事業外部評価事業の訪問調査を実施する。

時期 通年

対象者 80か所

##### 評価調査員の養成

社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上への取り組みを支援するため、地域密着型サービス事業外部評価事業の体制整備を進めるとともに、より質の高い評価調査員の養成を行う。

回数 2回

対象数 30名



## 福祉サービス苦情解決事業

### 福祉サービス利用者や提供事業所への支援の強化

福祉サービス提供者が、福祉サービス利用者からの幅広い意見や要望等に適切に対応することができる仕組みづくりの支援として、苦情解決責任者及び第三者委員の養成を目的とした研修会を実施する。

時期・回数 年2回（6月・2月）

福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の適正な運用を図るため、事業に取り組んでいる社会福祉協議会を対象として、巡回訪問調査を実施する。

時期・回数

通年・8か所程度

小松島市社会福祉協議会  
阿南市社会福祉協議会  
吉野川市社会福祉協議会  
松茂町社会福祉協議会  
北島町社会福祉協議会  
藍住町社会福祉協議会  
上板町社会福祉協議会  
美波町社会福祉協議会

### 運営適正化委員会等の開催

- (1) 運営適正化委員会の開催  
事業全体の計画や進捗状況、事業報告等を行う。
- (2) 運営監視合議体の開催  
市町村社協と徳島県社協が実施している福祉サービス利用援助事業の実施状況や巡回訪問について検討する。
- (3) 苦情解決合議体の開催  
福祉サービス利用者から寄せられた苦情・相談等について検討する。

時期・回数

- (1) 年2回  
(6月、3月頃)
- (2) 年4回
- (3) 年6回

委員会・部会

運営適正化委員会  
運営監視合議体  
苦情解決合議体

## 種別協議会との協働事業の推進

### 各種別協議会の運営を通じた専門性の向上

各種別協議会の専門領域に応じたスキルアップ研修の実施に向けた事務局運営を行う。

時期

随時

対象者

種別協議会会員・職員

## 個と地域の一体的な支援力の強化

### 市町村社協総合支援事業

<p>コミュニティソーシャルワーク実践者養成研修会（入門編） 個別支援を通じた地域づくり、仕組みづくりへの働きかけを行うことで地域共生社会の実現に向けた役割が期待されるコミュニティソーシャルワーク実践者について、その基本的知識等を習得するための研修会を入門編として開催する。</p>	時期・回数	年1回（1日）
	対象者	市町村福祉担当職員、市町村社会福祉協議会職員、社会福祉法人職員等
<p>コミュニティソーシャルワーク実践者養成研修会（基礎編） 個別支援を通じた地域づくり、仕組みづくりへの働きかけを行うことで地域共生社会の実現に向けた役割が期待されるコミュニティソーシャルワーク実践者を養成する研修会を開催し、事例検討などを行うことで専門性の向上を図る。</p>	時期・回数	年1回（前期・後期各2日）
	対象者	市町村福祉担当職員、市町村社会福祉協議会職員、社会福祉法人職員等
<p>社協役職員の資質向上のための研修体系の構築に向けて、市町村社協の状況把握や、地域福祉推進に向けた研修体系の検討を行う。</p>	時期	通年
	対象者	県社協職員 市町村社協職員
<p>活動実践報告会 地域の状況・現状によって異なる地域福祉の推進に向けた取組状況について、「活動実践報告会」等を通して関係者間で共有し、自組織の強みを改めて確認することで人材育成に繋げる。</p>	回数	年1回
	対象者	市町村福祉担当職員、市町村社会福祉協議会職員、社会福祉法人職員等
<p>各種別協議会と連携して専門領域に応じたスキルアップ研修を実施する中で、包括的な相談支援体制の構築に向けた地域づくりに関する共通課題を抽出し、研修体系の検討を行う。</p>	時期	通年
	対象者	種別協議会 福祉関係団体・専門職組織
<b>とくしま権利擁護センター事業</b>		
<p>事業効果をより一層高めるため、成年後見制度との切れ目のない支援および地域支援に繋がられる専門性の向上に努める。</p> <p>(1) 専門員基礎研修（制度編・実践編） (2) 生活支援員基礎研修 (3) 専門員連絡会議</p>	時期	(1) (2) 4月 (3) 奇数月
	対象者	本事業専門員 本事業生活支援員
<p>利用者の思いをくみ取れる権利擁護支援の専門性の向上を図る。</p> <p>(1) 権利擁護専門研修 ①成年後見制度と意思決定支援 ②記録の書き方研修</p>	時期	(1) 6月、8月
	対象者	一般県民 関係機関 行政機関 市町村社会福祉協議会

## 基本方針3 災害にも強い福祉のまちづくり

<b>重点推進施策</b>	<b>1. 市町村災害ボランティアセンターの強化と復興を見据えた支援</b>
---------------	--

### 徳島県災害ボランティアセンター整備事業

#### 徳島県福祉救援合同本部及び県災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

大規模災害発生時に市町村社協に設置される災害ボランティアセンターの運営等への支援を的確に実施するため、マニュアルや刊行書の見直しを行う。  
併せて、関係機関等と連携し、県社協内に設置する支援本部の設置・運営訓練を実施する。

時期・回数 年1回以上

#### 徳島県福祉救援合同本部及び県災害ボランティアセンターの機能整備

- (1) 支援協定に基づく体制の整備  
県社協が締結する災害時支援協定に基づき、連絡網や運営支援等に係る台帳を整備したり、情報交換や学習の機会を設ける等して、相互理解に努める。
- (2) 被災地者支援を進める職員のスキルアップ  
本会職員が「災害ボランティアセンター運営者研修」を受講したり、「担当者連絡会議」に参画するなどして、被災地を主体と生活支援が円滑に進められるようスキルアップを図る。
- (3) 資機材等の拡充・整備  
本会機能を発揮するための備蓄品や、被災地支援に有効な資機材等の整備を行う。
- (4) 徳島県総合防災訓練への参画  
県が実施する総合防災訓練に関係機関等と連携を図りながら参画する。

時期 (1) (2) (3)  
通年  
(4) 9月1日

対象者 (1) 24市町村社協他  
協定締結機関  
(2) 県社協職員  
(4) 開催ブロック社協  
社会福祉法人  
他関係者

### ボランティア活動推進事業

#### 災害ボランティア等の育成

- (1) 災害ボランティアに関する講座の開催  
災害発生時に必要な地域力の強化や災害時要援護者への支援に繋げるため、県民の災害時におけるボランティア活動等に対する理解を深め、防災意識、災害時のボランティア活動の取り組みを啓発する。
- (2) 災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催  
災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアコーディネーターを養成するための講座を開催する。

時期・回数 (1) (2)  
年1回以上

対象者 (1) 一般県民  
(2) 災害ボランティア  
活動希望者

### 災害ボランティアセンター体制整備事業

#### 市町村災害ボランティアセンターの効果的な設置・運営に向けた支援

災害発生時に、市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの効果的な運営を実現するため、東部・南部・西部ブロック別で開催される訓練への支援を行う。

回数 年3回

対象者 市町村社会福祉協議会

## 基本方針3 災害にも強い福祉のまちづくり

重点推進施策 2. 受援力向上に向けた広域支援体制の構築

### 福祉避難所運営体制強化事業

#### 福祉避難所の円滑な設置・運営に向けた体制の整備

社会福祉施設、行政、社協が連携し、地域の特性に応じた福祉避難所の先進事例を学ぶ研修等を実施する。

関係団体と情報共有を図り、行政や関係団体等が行っている既存の取り組みを把握し、災害時の役割や協力の内容について、協議し整理を行う。

- (1) 東部・南部・西部3圏域 福祉避難所運営訓練の実施
- (2) 各社会福祉法人の事業継続を支援する福祉広域ネットワークの構築
- (3) 見守りネットワークの構築

時期・回数 随時

### 社会福祉法人における受援力向上事業

#### 社会福祉法人の受援力の向上

社会福祉法人が、災害時における外部支援の内容と各事業所で養うべき受援力の内容を理解する。平時から、外部の人的・物的支援を円滑に受け入れる受援力の構築に取り組む。また、復興期の生活支援にむけて、復興支援センターの役割や担い手確保に向けた理解に努める。

- (1) 受援力向上に関する研修会の開催
- (2) 検討会議の開催・実践事例の収集
- (3) 復興支援センター地域福祉コーディネーター研修会の開催
- (4) 被災地支援を通じた実施検証

時期・回数 (1) (3) 各1回  
(2) (4) 随時

対象者

(1)(2)(4)  
市町村社協・社会福祉法人  
(3)  
市町村社協職員

#### (新) 四国ブロック県社協の災害時相互支援体制の充実・強化

災害ボランティアセンター運営に関する社協職員の相互支援効果を向上させるため、核となる職員の養成・登録やWEB会議システムを活用し、発災時の迅速かつ的確な支援に向けて四国4県での取り組みを推進する。

回数 年1回

対象者

県・市町村社協職員

## 基本方針3 災害にも強い福祉のまちづくり

重点推進施策 3. 地域と協働した要配慮者支援の推進

### 県社協の包括的な事業推進

#### 各圏域の模擬訓練等への協力及びネットワーク化の推進

(1) 各ブロックや市町村圏域において開催される訓練に参画し、市町村の担う要援護者支援の理解・啓発を行う。

(2) 生活再建に向けて、被災者一人一人に寄り添い適切な支援が行えるよう、平時から社会福祉法人や様々な機関と情報を共有し、連携・協働を行い、災害福祉支援体制の構築に向けた、県域及び各圏域でのネットワークづくりを支援する。

時期・回数 (1) 年5回以上  
(2) 通年

対象者

(1) 一般県民、  
市町村社協  
(2) 県社協職員、行政、  
24市町村社協  
社会福祉法人  
他関係機関

各圏域の研修会や模擬訓練等の協働実施	
<p>(1) 県総合防災訓練に参画する中で、複数の事業所が連携して福祉避難所の設置等に取り組み、その成果について、検証を行う。</p> <p>(2) 県が行う災害派遣福祉チームの関係研修等の人材育成に協力するなど、県内における災害時の相互扶助の体制整備に向けて協力をを行う。</p> <p>(3) 平時からの福祉関係者による災害時の福祉支援活動や地域住民との協働による見守り活動等を取り組み、地域での支援体制の強化を図る。</p>	<p>時期</p> <p>随時</p>
	<p>対象者</p> <p>(1) 一般県民、市町村社協 (2) 県社協職員、行政、24市町村社協、社会福祉法人、他関係機関</p>
民生委員・児童委員や各社会福祉施設間の横断的な連携による社会的機能・役割の発揮	
<p>各種別協議会と連絡会を開催し、共通する課題への対応策について協議を行い、協働して解決に取り組む。</p>	<p>対象者</p> <p>県社協に事務局を預かる種別協議会 福祉関係団体・専門職組織</p>
	<p>回数</p> <p>年2回以上</p>

## 基本方針4 親しまれ信頼される組織づくり

### 重点推進施策 1. 社会的ニーズへの対応

#### 県社協組織の運営

##### 第64回 徳島県社会福祉大会の開催

県内の社会福祉関係者が一堂に会し、「地域共生社会」の実現に向けて、その具体的な取り組みを進めることを誓いあうとともに、永年にわたり社会福祉の推進に功績のあった方々に敬意と感謝の意を表することを目的として開催する。

日時 令和2年11月5日

場所 あわぎんホール  
(徳島県郷土文化会館)

##### 基金等を活用した事業の展開

「星合之代奨学基金」を運営し、徳島県内の児童養護施設等の児童であり、高校を卒業後、大学、専門学校等へ入学を予定している者に対し、年額60万円を上限に「入学金、授業料、住居費、生活費等」を助成する。

対象者 県内の児童養護施設等の児童

人数 5～10名

「スポーツ応援プロジェクト“みやもと”基金」を運営し、県内の中高生（特別支援学校生を含む。）を対象に、スポーツ界で活躍すること等を目的に進学を希望する者に、入学金、授業料、住居費、生活費等として、大学生は年額60万円、高校生は年額36万円を給付する。

対象者 県内の中高生でスポーツ界で活躍すること等を目的に進学する者

人数 5名

「とくしま子どもの居場所づくり推進基金」を活用し、「子どもの居場所」の確保や、地域で子どもたちを見守り、育む事業に取り組む団体を対象に助成を行い、子どもたちが安心して参加できる「子どもの居場所」づくりの拡充を図る。

時期 (1)4・11月  
(2)4・11月  
(3)10・3月

- (1)開設経費の助成
- (2)運営経費の助成
- (3)運営委員会の開催

対象者 (1)子どもの居場所づくりに取り組む団体30か所程度  
(2)子どもの居場所づくりに取り組む団体10か所程度  
(3)運営委員

「社協職員資質向上基金」を運営し、県内の社協職員の資格取得や調査研究活動、研修等資質向上を図ることを目的に助成する。

時期 通年

対象者 社協、県市町村社協職員連絡会

##### 社会福祉法人等との連携・支援

社会福祉法人に求められるガバナンスと財務規律の強化、運営の透明性の確保及び地域における公益的な取り組みを推進するため、連携・協働による共通課題への対応、圏域での連携体制構築に向けて、研修会等を通じた支援に取り組む。

- (1)社会福祉法人間連携への支援
- (2)研修会等の開催
- (3)アドバイザー（公認会計士、社会保険労務士等）の派遣及び電話相談

時期・回数 (1) (2) 随時  
(3) 年1回以上

対象者 社会福祉法人等

## 基本方針4 親しまれ信頼される組織づくり

### 重点推進施策 2. 法人の発信力強化と職員の資質向上

#### 県社協組織の運営

##### 職員一人ひとりのスキルアップと意識啓発

###### (1) 職員育成への取り組み

本会が使命である地域福祉の推進を県域の中核として担っていくため、職員に求められる高度な専門性を習得するための各種研修や福祉関係資格の取得を促進するほか、本会独自の研修や他機関が実施する研修への参加を通じて職員の資質向上に取り組む。

- ・事業別または階層別研修体系の実施。
- ・全職員を対象とした目標管理制度の構築。

対象者

全職員を対象に計画的に実施する

(2) 地域共生社会の実現に向けた市町村圏域の総合相談支援体制の推進や地域づくりのための事業展開・協働事業など具体的な支援手法の取得に取り組む。

時期・回数

講義(2日)  
現場実習

対象者

県内社会福祉協議会職員  
他

##### コンプライアンス徹底・ダイバシティ浸透への取り組み

職員が主体の研修委員会、業務委員会による各種研修会や職員会議を通じた提案・啓発活動を通じて、意識啓発と事業改善に取り組む、県民の信頼に応えられる法人となるべく、法令や社会規範等の遵守徹底をすべての活動の基本に置く。

時期

通年

対象者

全職員

##### 関係行政機関との連絡会の開催

県所管課や福祉事務所等の行政機関と連絡会を開催し、社会的な課題や事業運営を取り巻く状況等の共有化に取り組む。

対象者

県所管課他関係各課  
福祉事務所等

回数

年1回以上

##### 住民目線・現場感覚に基づく政策提言・予算要望

本会役員や福祉分野で活躍する会員等の制度・施策に関する意見を集約して分析。特に緊急性の高い事柄については、各関係機関との協働を図ったうえで、県・中央への政策提言・要望を行う。

回数

年1回以上

### 情報発信機能の多角化・迅速化・容易化

(1) 年4回、広報誌「リプル」を発行する。  
 広く県民に対し社会福祉に関する様々な活動や取り組みを周知・広報することで社会福祉への理解促進へと繋げる。

(2) ホームページ、フェイスブック等により、福祉関係者の活動に対する社会的な共感や理解を得る。

また、マスコミ関係者への働きかけを通じ、社協、社会福祉法人、福祉施設、民生委員・児童委員等の活動に関するPRを広く外部に届くよう積極的に進める。

時期

(1) 年4回 6000部  
 (6月、9月、12月、3月)  
 (2) 随時

対象者

(1) 会員、公共施設等  
 (2) 県社協職員

### アプリ等を活用した情報の収集・発信の機能強化

子どもの居場所づくり推進コーディネート事業  
 子どもの居場所づくりに関する情報の一元的な発信、啓発パンフレットの作成等を行う。

時期

随時

対象者

子どもの居場所づくりに取り組む者・団体、子どもの居場所づくりに取り組む者・団体に場所や食材・資金等を提供する者・団体

社会資源調査事業  
 地域共生社会の実現を目指して、地域住民の集う拠点や小地域ネットワーク活動、ふれあい・いきいきサロンなど、既存の社会資源を市町村単位で調査し、情報発信する。

なお、調査については、市町村及び市町村社会福祉協議会を通じて実施する。

時期

随時

対象者

市町村  
 市町村社会福祉協議会



## 基本方針4 親しまれ信頼される組織づくり

### 重点推進施策 3. 組織基盤・経営管理の強化

#### 法人運営事業

##### 理事会・評議員会等の開催

(1) 理事会・評議員会を開催する。	時期・回数	年3回 6月、12月、3月
(2) 役員間で意見交換や情報交換を行う機会を確保する。 また、法人役員研修会への参加を依頼する。	回数	年1回
	対象者	本会役員及び評議員
(3) 総合企画委員会を開催し、第六次活動推進計画（中期計画）の進捗・達成状況及び現状と課題を報告し、委員からいただいた提言や意見を事業内容等へ反映する。	回数	年2回
	対象者	総合企画委員会委員

##### 法人運営のガバナンス及び危機管理の強化

社会福祉法や関係法令への適正な対応、職員会議等による各セクションの連携強化、定時訓練やBCPの検証を通じた災害対策及びリーガルリスク対策を強化する。	時期・回数	通年
	対象者	県社協職員

##### 風通しが良く働きやすい職場環境の構築

ワークライフバランスの推進や働きやすい職場環境を整えるため、衛生委員会を毎月開催し、職員から出された意見を組織運営に反映させることにより、組織の安定化・職員の定着化を図る。	時期・回数	通年
	対象者	県社協職員

##### 会計基準に従った予算執行及び資金等の管理

(1) 税制優遇や公金の支出があることも踏まえ、役員報酬や取引等における透明性の確保を行う。 内部牽制機能を発揮し、適正かつ公正な支出管理を行う。  ・内部牽制システムの確立。	時期・回数	通年
(2) 外部監査及び監事による監査の実施	時期・回数	年1回 5月
	対象者	本会監事、公認会計士

#### 種別協議会等社会福祉関係団体との協働事業

##### 徳島県民生委員児童委員協議会

徳島県における民生委員児童委員活動の能率的運営や連絡調整、活動強化推進に関する具体的方策を調査研究し、この実践を促進するとともに、委員の資質を向上し、活動体制の基礎を固め、社会福祉の増進を期することを目的とする。  (1) 地域における民生委員・児童委員活動の充実 (2) 「地域共生社会の実現」に向けた活動の促進 (3) 災害時要援護者（障がい者・高齢者等）支援の推進 (4) 関係団体等との連携・協力 (5) 民生委員・児童委員一斉改選への対応	会員	2,010名
	予算額	22,648千円
	組織運営	総会、理事会、正副会長会
	委員会・部会	総務、広報・研修、地域福祉推進、児童委員活動推進部会

徳島県市町村社会福祉協議会職員連絡会		
<p>県下の市町村社協及び会員相互の連携のもと、社協活動の充実強化と職員の資質向上や交流を図ることを目的とする。</p> <p>(1) 市町村社会福祉協議会及び会員相互の連携強化  (2) 「地域共生社会の実現」に向けた体制の確立  (3) 社会福祉に関する調査と研究  (4) 会員の資質向上  (5) その他、本会の目的達成のため必要な事業</p>	会員	110名
	予算額	791千円
	組織運営	総会、役員会
	委員会・部会	事務局長会、事務部会、地域福祉活動部会、在宅福祉サービス部会、ボランティアコーディネーター部会
徳島県社会福祉法人経営者協議会		
<p>社会福祉法人に関わる基本的課題を調査・検討し、かつその実践を図り、広く成果を関係者に供し、社会福祉の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) 経営協組織のガバナンスの確立  (2) 法人経営の支援と福祉施策の動きに向けた対応  (3) 地域支援に向けたソーシャルワークの推進  (4) 福祉人材の確保・養成・定着に向けた取組  (5) 「地域共生社会の実現」に向けた社会福祉法人の取組強化</p>	会員	93法人
	予算額	9,788千円
	組織運営	総会、理事会、正副会長会議
	委員会・部会	青年委員会
徳島県老人福祉施設協議会		
<p>本会を構成する施設の充実と経営管理を効率的に推進し、全県的な連絡調整を行うとともに、事業に関する調査・研究・協議を行い、かつその実践を図ることを目的とする。</p> <p>(1) 感染症予防体制の強化  (2) 自立支援・重度化防止の取り組み  (3) 介護人材の確保・育成と人材マネジメントの推進を図る  (4) 地域包括システムの推進役としての機能発揮  (5) 政策提言・組織基盤の強化  (6) その他目的達成のための必要な事業</p>	会員	201施設
	予算額	25,828千円
	組織運営	総会、常任協議員会、正副会長会、正副会長・委員長会
	委員会・部会	総務・組織、介護保険経営戦略、施設サービス、在宅サービス 21世紀委員会
	備考	12月開催 令和2年度カントリー・ミーティング
徳島県保育事業連合会		
<p>地区協議会の密接な連絡調整を図るとともに、相互に協力して保育事業振興のための適切な事業を企画し、これを推進することによって、県下保育事業の健全な発達を図り、児童福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>(1) 会員の専門性の確立と資質向上の支援  (2) 子育て文化の再構築  (3) 保育士会組織の強化  (4) 「子ども・子育て支援新制度」及び「保育所保育指針」「認定こども園教育・保育要領」への対応  (5) 地域共生社会の実現に向けた地域の子育て支援拠点としての役割の更なる発揮  (6) その他目的達成のための必要な事業</p>	会員	215施設
	予算額	20,910千円
	組織運営	代議員会、理事会、正副会長会、常任理事会、部会長会議
	委員会・部会	総務企画、広報、研修、保育士、給食部
備考	7月開催 令和2年度四国ブロック保育研究大会 2月開催 令和2年度四国ブロック次世代リーダー研修会	

徳島県私立保育園連盟		
<p>保育園（所）相互の密接な連絡を図るとともに、会員相互の親睦提携を密にし、相互に協力して私立保育園事業の振興と児童福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>(1) 「子どもの育ちを支える運動」の一環としての「子どもの自己肯定感を育む保育実践」の推進</p> <p>(2) 「子ども・子育て支援新制度」及び「保育所保育指針」「認定こども園教育・保育要領」への対応</p> <p>(3) 全ての子どもたちの保育要求を実現させるための予算運動の強化</p> <p>(4) 保育施設職員の専門性の向上及び処遇改善への対応</p> <p>(5) 地域共生社会に向けた地域の子育て支援拠点としての役割の更なる発揮</p> <p>(6) 全国私立保育園研究大会徳島大会の成功に向けた取り組み</p> <p>(7) その他保育園振興のための事業</p>	会員	92施設
	予算額	10,382千円
	組織運営	総会、理事会
	委員会・部会	総務部、調査部、保育研修部、広報部、予算対策委員会、青年会議所担当部
徳島県児童養護施設協議会		
<p>施設運営の近代化を積極的にすすめ、施設間及び関係機関との密接な連携と親睦を図り、職員の資質向上と福祉事業の円滑な推進を図ることを目的として、次の事業を行う。</p> <p>(1) 諸会議の開催</p> <p>(2) 各専門部会の開催</p> <p>(3) 児童交歓交流大会の開催</p> <p>(4) 卓球大会の開催</p> <p>(5) 児童文化奨励絵画展徳島県コンクールの実施</p> <p>(6) ソーシャルスキルズトレーニング講座</p> <p>(7) 四国ブロック児童養護施設長会の開催</p>	会員	7施設
	予算額	3,771千円
	組織運営	施設長会
	委員会・部会	書記部会、行事担当者会、栄養士会、ファミリーソーシャルカ部会、保育士・指導員合同ケア研究会、心理療法担当職員部会、被虐待児個別対応職員部会
備考	11月開催 四国ブロック児童養護施設長会	
徳島県ホームヘルパー協議会		
<p>ホームヘルパーが自らの職務能力の向上と、相互の連絡・親睦を図るとともに、ホームヘルパーに対する社会の理解と協力を得て、その社会的地位の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(1) 住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、利用者一人ひとりの状態やニーズに合わせた自立に向けた支援を行う。</p> <p>(2) 専門性の向上と会員相互の連絡親睦を図る。</p> <p>(3) 地域包括ケアシステム構築の一翼を担い、他職種と連携を図りつつ、積極的に地域での役割を發揮していく。</p> <p>(4) その他本会の目的達成のために必要な事業</p>	会員	正会員：55名 準会員：4名
	予算額	867千円
	組織運営	総会、役員会
とくしま住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会		
<p>徳島県内における住民参加型在宅福祉サービスの推進と普及を図るとともに、各団体相互の発展を目指すことを目的として、それぞれの団体の独自性や自主性を尊重しつつ、ゆるやかなネットワークを形成する。</p> <p>また、その目的達成のため、各種事業を行い、各団体間の交流と相互研鑽を進める。</p> <p>(1) 団体相互の情報交換を図る事業</p> <p>(2) 会員研修会の開催</p> <p>(3) 住民参加型在宅福祉サービスの普及・啓発事業</p> <p>(4) 地域共生社会の実現に向けた住民参加による活動の促進</p> <p>(5) その他本会の目的を達成するために必要な事業</p>	会員	17団体3個人
	予算額	2,174千円
	組織運営	総会、役員会

## 収益事業

### 社会福祉事業の経営に充てることを目的とする事業展開

図書、福祉新聞、その他印刷物等の販売及び斡旋を行う。

- (1) 新顧客獲得のためアプローチ先の検討
- (2) 商品の再構築を行うためのお客様ニーズ調査
- (3) 多様な媒体を活用した宣伝活動

時期

随時

## 【令和2年度 研修一覽計画】

### 社会福祉従事者研修実施計画

研修区分		名称	回数	日数	延日数	定員	受講料
階層別研修	新任	1 新任職員研修	2	2	4	Aコース:60 Bコース:60	7,000
	中堅	2 中堅職員ファーストステップ研修	2	2	4	Aコース:60 Bコース:60	7,000
	指導者	3 チームリーダー研修	1	2	2	60	7,000
	管理者	4 施設長・管理運営職員研修	1	1	1	60	3,500

研修区分		名称	回数	日数	延日数	定員	受講料
スキルアップ研修	新中任堅	5 対人援助職のためのコミュニケーション研修(初級編)	1	1	1	60	5,000
		6 対人援助職のための接遇研修	1	1	1	60	5,000
		7 福祉職場のメンタルヘルス研修 ～アサーティブ・コミュニケーションについて～	1	1	1	60	5,000
	中堅的指導的	8 チームリーダーのためのステップアップ研修 ～組織マネジメントの観点から学ぼう！～	1	3	3	40	15,000
		9 スーパービジョン研修 ～職場内で人材育成の環境を整備するために～	2	5	8	介護支援専門員 コース:25 その他福祉職員 コース:25	25,000
		10 対人援助職のためのコミュニケーション研修(上級編)	1	2	2	40	10,000
		11 対人援助職のためのコミュニケーション研修 (フォローアップ編)	1	2	2	20	10,000
	中堅的指導的 管理者	12 クレーム対応力強化セミナー	1	1	1	70	5,000
		13 福祉職場のリスクマネジメント研修	1	1	1	60	5,000
	指導的 管理者	14 (新)福祉職に必要な法律知識講座	1	1	1	60	2,000
	全階層	15 地域包括ケア研修	3	1	3	東部:100 南部:100 西部:100	無料
		16 記録の書き方研修	1	1	1	80	5,000
		17 (新)共感を得ることは講座 ～DJポリスも学んだスピーチロックを一緒に学びましょう！～	1	1	1	60	5,000
	テーマ別	18 (新)障がいのある人の自己決定について	1	1	1	60	2,000

※スキルアップ研修の受講料は県社協会員施設を記載。非会員施設受講料は会員施設に2,000円を足した額となります。

### 介護支援専門員関連研修実施計画

名称		回数	日数	延日数	定員	受講料 (テキスト代含む)
介護支援専門員 関連研修	1 介護支援専門員実務研修	1	17	29	-	53,000
	2 介護支援専門員再研修	1	13	26	50	36,000
	3 介護支援専門員実務未経験者更新研修	1	13	26	50	36,000
	4 介護支援専門員更新研修	1	12	20	課程Ⅰ:200 課程Ⅱ:350	課程Ⅰ:32,860 課程Ⅱ:19,996
	5 介護支援専門員専門研修課程Ⅰ	1	8	8	200	32,860
	6 介護支援専門員専門研修課程Ⅱ	1	4	12	350	19,996

### 福祉・介護人材キャリアアップ研修支援事業実施計画

名称		回数	日数	延日数	参加者数	受講料
研修	1 職場内研修担当者養成研修	1	2	2	40	無料
	2 圏域別福祉・介護事業所連携強化研修事業	3	1	3	90	無料

名称		受入件数	助成金(1件につき)
助成事業	3 職場内研修モデル事業	2	200,000
	4 小規模事業所出前型研修支援事業	10	60,000
	5 人材育成のための相談事業	制限なし	-